

# 熊本県公報

第 1 1 0 7 4 号  
平成 16 年 1 月 21 日 (水)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

- 告 示**
- あらたに生じた土地の確認及びこれに係る字の区域の決定……………(市町村総室) 1
  - 字の区域の変更……………( " ) 1
- 公 告**
- 開発行為に関する工事の完了……………(建 築 課) 2
  - 宅地建物取引業法の規定に基づく行政処分のための聴聞の実施……………( " ) 2

## 告 示

### 熊本県告示第 40 号

公有水面の埋立てによりあらたに土地を生じたため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 9 条の 5 第 1 項の規定により確認し、これに係る字の区域を同法第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり決定した旨姫戸町長から届出があった。

平成 16 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

あらたに生じた土地	編入する字
姫戸町大字姫浦字大登禮 5432 の 25 に隣接する無番地（堤）地先並びに 5432 の 23、5432 の 16 及び 5432 の 20 地先並びに 5432 の 13、5432 の 11、5432 の 21、5432 の 24 及び 5432 の 15 に隣接する無番地（道路）地先公有水面埋立地  5,210.61 平方メートル	姫戸町大字姫浦字大登禮

### 熊本県告示第 41 号

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 2 条第 2 項第 2 号に定める区画整理事業の実施に伴い、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 260 条第 1 項の規定により、次のとおり字の区域を変更する旨菊水町長から届出があった。

上記の届出に係る字の区域の変更は、当該事業に係る換地処分の公告があった日の翌日からその効力を生ずるものとする。

平成 16 年 1 月 21 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

変更前の大字	変更前の字	区 域	変更後の大字	変更後の字
岩	水落	2 の 2、3 の 2 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部	下津原	八反田
下津原	東八反田	313 の一部、317 の一部、318 の 1 の一部、319 の 3 及びこれらの区域に隣接する水路である国有地の全部並びに字八反田 255、262、265、271 に隣接する水路である国有地の一部	下津原	八反田
岩	水落	9 の 2 及びこれに隣接する水路である国有地の全部並びに大字下津原字八反田 319 の 1 に隣接する水路である国有地の一部	下津原	東八反田
下津原	八反田	241 の一部、243 の一部、245 の一部、246 の一部、248 の一部、249 の一部、254 の一部、255 の一部、271 から 273 までの各一部、274、276 の 1 及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である国有地の全部	下津原	東八反田

## 公 告

## 熊本県公告第46号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年1月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
(1工区)

球磨郡球磨村大字渡乙字地下378番1、同379番1、同384番1、同384番2、同384番3、同385番、同386番1、同387番1、同388番、同389番の一部、同390番の一部、同391番の一部、同392番、同393番の一部、同394番の一部及び里道の一部  
5,451.07㎡

- 2 許可を受けた者の住所及び氏名  
球磨村

## 熊本県公告第47号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）の規定による行政処分について、同法第69条第1項及び同条第2項において準用する同法第16条の15第5項の規定により、公開の聴聞を次のとおり実施する。

平成16年1月21日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時

平成16年2月18日 午後2時

- 2 聴聞の場所

熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館8階803会議室

- 3 被聴聞者

商号	株式会社ユートピア開発
代表者氏名	代表取締役 坂口 頼邦
事務所所在地	熊本県熊本市長嶺南4-2-8
免許証番号	熊本県知事(6)第2402号
免許年月日	平成11年3月23日